

静岡県消防設備保守点検業協同組合 組 合 だ よ り



第 43 号



発行：令和4年4月吉日
住所：静岡市駿河区南町5番3号
Tel 054-287-5091 Fax 054-287-5092
メールアドレス：syoubougyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HPアドレス：http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

法令遵守を行動指針に、公共施設などの消防設備の保守点検業務を通じて
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は

消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり

高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行できる
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

● **報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると消防法第44条第11号の罰則です**

● **違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます**

組合員 62 社

常用従業員 640 人

うち消防設備士・消防
設備点検資格者等 441 人

電気工事士 191 人

防火設備検査員 74 人

(組合事務局・常勤職員 2 人)

◆◆◆ 新年の挨拶まわり ◆◆◆

令和4年1月6日(木)午後、県内各地で降雪が報じられる中、西川理事長ほか組合役員は、新型コロナ禍で昨年は中止となった新年挨拶回りを静岡方面からスタート。11日(火)の西部方面、12日(水)の静岡市清水方面と合わせ、関係の皆様へ事業報告と日頃のご支援、ご指導等への御礼を申し上げます。



組合役員は、保守や整備を含む点検・検査業務の推進、地域の中小零細事業者の強味を活かした共同受注活動の推進への理解と支援を求めました。また、西川理事長が強調したのは「SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた組合活動の推進」です。

訪問先では、消防用設備等保守点検はSDGsの取組になると仰っていただいたり、現場で点検・検査を行う点検者の労苦と貢献に感謝の言葉を掛けていただいたり、役員一同、地域の安全・安心を支える責任の大きさに心を新たにしたところです。貴重なお時間を確保していただいた皆様に心より御礼を申し上げます。



(上写真) 川勝県知事と組合役員が「組合だより・新年号」を囲んで。

(中写真) 左から難波副知事、出野副知事、篠原知事戦略監。点検現場の状況などを報告。

(下写真) 左から静岡市消防局、浜松市消防局。火災予防への共通の想い。

(敬称略)



(写真) 左上より右へ
 県経済産業部長、経営支援課長、地域産業課長、静岡県中小企業団体中央会専務ほか
 県危機管理監・危機管理部長・同代理、消防保安課長
 県経営管理部長、出納局長、資産経営課
 (敬称略)



組合が共同受注する対象施設として、小学校や中学校、高等学校などがあります。県教育委員会事務局の担当課等や関係市教育委員会事務局の担当課にも、組合役員が出向き、新年のご挨拶を申し上げます。



(写真) 左上より右へ
 県教育委員会事務局、高校教育課、教育施設課、財務課、静岡市教育施設課、浜松市教育施設課、県立高校事務局

SDGs（持続可能な開発目標）とは？

エス・ディー・ジーズと読みます。持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals) のことです。

2015年9月の国連サミットで採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」をいいます。目標は全部で17あり、そのうち「目標11」は「住み続けることのできる街づくり」。火災予防の取組も含まれていると思われます。特に、誰一人取り残されない社会形成を目指すSDGsの理念は、火災で一人も犠牲者を出さないとする火災予防の目的に重なるものです。SDGsの取組は、世界各国が取り組む普遍的なもので、日本としても積極的に取り組んでいます。(一部外務省HP)

地域における「火災予防の担い手」であり続けるために！

直ちに駆けつけます！ 火災を未然に防ぐために設置された様々な消防設備や防火設備。複雑化、高度化した設備は、定期的な点検が必要不可欠です。また、突発的に火災警報設備や消火設備が作動して、その対処に困った経験をされた方もいらっしゃると思います。

さらに、設備の修繕や改修の話が出てくることもあります。

どうする？ そんな時は、静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「組合」）の組合員業者に、とにかく連絡をしてください。

組合の実務担当者が直ちに駆けつけます。連絡が取れない場合は、組合事務局に連絡願います（常勤職員 2 名、9 時～17 時、平日）。☎ 054-287-5091



不具合や懸念を放置しない 火災予防の消防設備・防火設備は、いざという時に本来の機能を発揮しなければ意味がありません。防災で話題になる「正常性のバイアス」とは、「明日でも大丈夫だろう」とか「大事にはならないはず」とか、予期せぬ事態に対して、何でもないことだと思い込もうとする心理をいいます。

不具合や懸念を感じたら直ちに行動に移します。人間の都合で「火災は待って欲しくない！」ことを肝に銘ずる必要があります。

地域の業者（組合）が全力で設備点検 一口に「直ちに駆けつける」と言っても、その実践は簡単ではありません。発注者側からすれば、言葉ではなく「駆けつけることのできる距離や条件にある」、「その実施体制や非常時の連絡体制が確立されている」は勿論ですが、重要なのは「藁をもすがる発信情報に自分自身のこととして全力で対応してくれる」業者か、です。

この点、地域の業者（組合）の強味は、豊かな経験と必要な国家資格等を有する多くの専門人材（右表）がいること、県内随一です。

さらに、そうした有為の人材を組織的に配備し従事させることのできる組織（協同組合）に事務局が常設（常勤職員 2 名）され、個々の地域業者の力を結集しています。組合は業務実施の組織です。

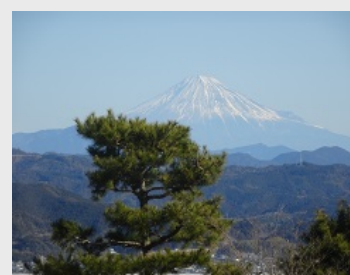
そして、何よりも地域の業者、その点検実務者は「自らの点検結果が、自分の地域や家族・知人の生命や財産に跳ね返ってくる」という関係性です。自らの地域を自らが守る――地域防災の担い手として、今日も組合関係者は県内各地域の現場で消防用設備等の点検作業に従事しています。

資格者など(実人員)	人数
常用従業員総数	640人
消防設備士・点検資格者等	441人
消防設備士	388人
消防設備士 特類	22人
同 1 類	136人
同 2 類	79人
同 3 類	89人
同 4 類	320人
同 5 類	121人
同 6 類	322人
同 7 類	84人
点検資格者	261人
電気工事士	191人
自家発技術資格者	38人
防火設備検査資格者	74人

地域に寄り添う組合

消防法（第 17 条の 3 の 3）が義務づける定期的な「消防用設備等点検報告」業務は、県・市町等の財産管理担当部署が業者と「業務委託契約」を締結し発注しています。消防法が義務づけるのは、年 2 回の点検（機器点検・総合点検）と、消防機関等への報告（施設により 1 年に 1 回又は 3 年に 1 回）です。

しかし、私たち組合が目指すのは「点検回数や法律の文言」ではありません。地域の「子ども、お年寄りなど大切な人、大切なもの」が火災被害にあわないよう、全力で消防用設備等を「いざという時に動く」状態にして置くことです。ですから、不具合や懸念を感じたら直ちに組合へご一報ください。組合関係者一同、地域に寄り添う組合が、より一層県内で活用されていくことを願って止みません。（組合関係者一同）



第6回理事会が開かれる — 令和4年3月15日（火）午後—

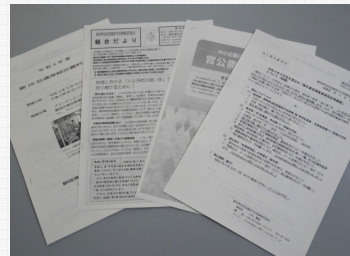
年度末に開催される理事会は、決算や事業報告、次年度予算や事業計画案等を審議する「年度をつなぐ重要な理事会」です。

令和4年3月15日（火）午後、全国18都道府県に新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置が実施される中、会場となった組合事務所は春到来を思わせる温かな陽光につつまれ、定刻に西川和宏理事長の開会挨拶で会議がスタート。この日は、理事全員が出席し、活発な議案審議や組合活動を巡る意見交換が行われました（議案・報告事項は下記参照）。

なお、提出された議案は全て満場一致で原案どおり承認されたほか、令和4年5月18日（水）開催の「第28回通常総会」は、従来方式（理事会＋懇親会）で実施する（今後の動向に注視し適切に対処していく）ことが了承されました。

- ＜議案＞ 第1号議案 令和3年度決算見込み及び令和4年度予算案の件
第2号議案 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画案の件
第3号議案 第28回通常総会来賓等に関する件
第4号議案 令和3～4年度共同受注役員の変更に関する件

- ＜報告＞ ア 令和3年度共同受注検査（現場確認）等の報告
イ 第6期「予防査察・危険物科」講師派遣結果
ウ 組合だより第43号案（令和4年4月発行）
エ 令和4年4月末現在「組合員従業員資格免状等調査」について（依頼）



組合事務局が実施する「組合活動の事業環境づくり」 — 令和3年11月以降 —

○ 県や市町等へ官公需適格組合を周知する

これまでの理事会審議で決議された「官公需適格組合の活用をより一層、県や市町等へ周知する必要がある」との組合方針を具体化するため、組合事務局では「入札業者登録の更新手続」の機会を活用して、組合の周知とともに県や市町等担当職員の周知度・認識状況を聴き取り調査することにしました。

聴き取り事項は三つ。きわめて単純です。

- Q-1 官公需適格組合を知っていますか？
Q-2 官公需適格組合に関する取組を実施していますか？
Q-3 国や県から官公需適格組合関連の通知等が送付されていますか？

また、聴くのは契約入札担当と財産管理担当。一定期間を掛け空いた時間を使い、県内を周知しながら実態を把握する予定です。目標ですが、とりまとめた聴き取り結果を、静岡県や関係団体に情報提供し、力を合わせて「制度を生きた制度にしていこう」ことができればと考えています。



○ 県関係機関と公契約条例、同取組方針等を意見交換する

静岡県が制定・施行した「事業者等を守り育てる公契約条例（令和3年3月26日施行）」、同条例に基づく「静岡県の契約に関する取組方針（令和3年12月策定）※」を踏まえ、現場が直面する「公契約を巡る実態と課題」を情報提供し、意見交換をさせていただきました。

※ <http://www.pref.shizuoka.jp/suitou/documents/torikumihoushin1.pdf>

年末のお忙しい時期にも拘らず、お話を聞いていただいた県関係機関の皆様には心より感謝と御礼を申し上げます。消防用設備等保守点検の現場では、受発注の担当者双方が「制度が内包する課題」に直面しています。お伝えしたかったのは「公契約を巡る現場の実態」。そして、新条例・取組方針が整備された今、課題解決すべき立場にある点では同じ立場にあるということです。

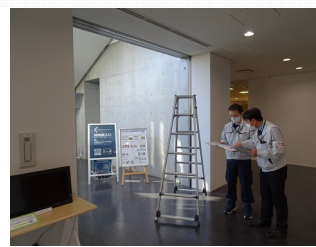
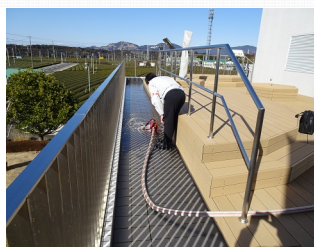


やっと検査スケジュール（7日間・17施設）が完成！ 12月末から続けてきた日程調整——10数名（検査員6名・幹事会社担当者10名余）を対象にした電話・ファクス・メールによる日程調整が完了したのは1月末日の夜のことでした。直ちに検査員長に報告。ようやく関係者や組合役員等へメールで検査実施を通知することができました。組合事務局として“ほっと一安心”の瞬間です。

一転、対象を絞って実施することに！ しかし、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の感染拡大は静岡県を含む39都道府県が「まん延防止等重点措置」適用地域になるなど予想以上で、検査実施メールを受信した関係者からの報告もあり結局、可能な範囲での検査となりました。その際、組合内では「令和3年度共同受注検査・後期」について次の事項を情報共有。新型コロナ禍にありながらも、約1か月間の日程調整を通じた情報交換と合わせ、今後の組合活動にとって“意味ある現場確認”とすることができました。

- (1) 新型コロナ禍を踏まえ可能な範囲（3物件）で実施する。
- (2) 相次いで発生した二酸化炭素消火設備の放出事故を踏まえた検査とする。
- (3) 多数の死者を出した火災で話題になった避難設備を重点検査事項とする。

ふじのくに茶の都ミュージアム 消防用設備等の高度化、専門化は日進月歩です。現場検査では、有資格者による点検、確実に精度確認された試験点検器具、点検基準に沿った点検・検査の実施等を現場チェック。点検従事者は、様々な種類の消防用設備や法改正で定期検査報告が義務づけられた防火シャッター等を数人で手分けして黙々と点検をしていました。（令和4年2月3日）

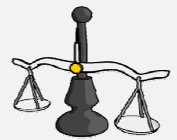


静岡県庁 西館・駐車場 2か所目の現場検査は、県庁西館の地階と駐車場等の点検です。検査では、幹事会社の現場責任者・点検従事者から消防用設備や防火設備の点検作業について現場確認を行いました。様々な消火設備、警報設備及び避難設備が設置されている県庁舎は、常に多くの職員や一般県民が滞在・利用しており、日程を調整した上で休日等も含め点検を実施しているとのことでした。（令和4年2月8日）

グランシップ 大規模イベント施設であるグランシップには、施設利用者の安全・安心や施設保全のための様々な消防用設備や防火設備などが設置されています。休館日である検査当日、主に地階に配備された設備の点検作業を検査しました。不活性ガス消火設備などの消火設備、避難誘導灯等の避難設備、火災発生を正確にキャッチし伝達する警報設備などの設置状況、点検作業を確認しました。休館日という限られた日程の中で、組合の点検従事者による全力の点検が続きます。



＜令和3年度共同受注検査員＞*検査員長
小田 巻 秀幸（ 鈴与技研株式会社 ）*
稲 垣 憲 幸（ 株式会社日本防火研究所 ）
藤 田 貴 也（ セルコ株式会社 ）
川 坂 典 弘（ 東海消防技研株式会社 ）
佐々木 強（ 日興電気通信株式会社 ）
小 川 博 史（ セルコ産業株式会社 ）



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1 佐野ビル 3 階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

～ 民法改正・賃貸借契約（2）～

今回も、前回に引き続き、賃貸借契約の分野における民法改正（令和 2 年 4 月施行）についてお話をさせていただきます。

例えば、借りているアパートやマンションの一部が壊れてしまった場合、賃貸人がすぐに修理してくれて、元通りにになれば何も問題はありませんが、元通りにならなかった場合にも、壊れる前と同額の賃料を支払わなければならないのでしょうか。

この点について、今回の民法改正前は、賃貸不動産を一部使用収益することができなくなった場合、その理由が賃貸不動産の滅失による場合には、賃借人の請求によって賃料の減額を請求できるとされていました。

これに対して、改正後の民法においては、滅失による場合だけでなく、「その他の事由により使用および収益をすることができなくなった場合」にも賃料が減額されることになり、かつ、賃借人が請求しなくても、当然に賃料がその使用および収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されることになりました。

但し、どのような場合に使用および収益ができなくなったと言えるのかについては、明確にされておらず、今後の事例の蓄積を待たなければなりません。

また、賃料が減額される割合の判断も簡単ではありません。単純に、使用収益できなくなった面積に比例して減額すればよいわけではなく、滅失部分の価値判断には様々な要素を考慮する必要がありますので、簡単には判断できません。

それでは、賃貸不動産が一部滅失したり、その他の事由により使用および収益ができなくなった場合、賃借人は賃貸借契約を解除できるのでしょうか。

この点、改正前の民法では、賃貸不動産の一部が賃借人の過失によらないで滅失した場合のみ賃借人による解除を認めていました（賃借人に滅失について過失がある場合は解除できないということです）。

これに対して、改正後の民法では、賃貸不動産が滅失した場合だけでなく、その他の事由により使用および収益をすることができなくなった場合にも、賃借人による解除が認められました。なお、改正民法においては、賃借人に滅失等について過失がある場合でも解除できることになりましたので、注意して下さい。

但し、賃貸不動産が滅失したり、その他の事由により使用および収益ができなくなった場合であっても、残存する部分のみでは賃借人が賃借した目的を達成できない場合に限り、解除が認められることになっています。なお、賃借人の過失によって滅失等が生じた場合でも解除できることになると、賃借人が損害を被ることになりますが、この場合には、賃借人から賃借人に対し、損害賠償請求によって解決を図るべきとされています。

【トピック】 雑居ビル火災、工場火災、デジタル化など

● 大阪市北区内のビル火災（大阪府大阪市）／ 2021.12.17

令和 3 年 12 月 17 日（金）午前 10 時過ぎ、大阪市北区の複数テナントが入居する地上 8 階建ビル（屋内階段 1 か所）で発生した火災は、死者 24 名・負傷者 4 名（12/17, 19 時現在、警察）の大惨事となりました。また、事件性と相俟って、雑居ビル火災での延焼防止の難しさ、避難設備を使った避難実効性など、現代社会に生きる私たちにとって「火災という身近な危険の存在」を改めて実感させるものでした。（大阪市消防局報道資料・12/17）



● 新潟県村上市内の製菓工場火災（新潟県村上市）／ 2022.2.11

北国のお菓子工場で火災が発生し、深夜働いていた方のうち 6 名が焼死し 1 名が負傷、工場が全焼しました。Web で公開されている三幸製菓（株）「弊社荒川工場における火災についてのご報告とお詫び（第 3 報）、令和 4 年 2 月 16 日」には、「原因は現在調査中。警察、消防を含む関係省庁のご指示のもと、原因究明次第、適切な再発防止対策を講じてまいります。」とありました。

● デジタル化と消防用設備等保守点検／ 2021.12.9 ほか

消防庁 HP に、「火災予防分野における各種手続きの電子申請等の導入に向けた検討会（消防庁予防課）」第 4 回会議が Web 会議方式で、令和 3 年 12 月 9 日（木）に開催されたことが公開されています。

議事は「1 実証実験の結果報告、2 標準モデルの報告書・導入マニュアルの取りまとめ、3 電子申請等の普及策」です。一方、令和 4 年 2 月上旬、組合事務局に組合関係者から「スマホを使った無料マッチング・アプリ（消防設備点検）」に関する情報提供がありました。時代は確実に動いています。

祝！

堀部莞爾(ほりべ かんじ)副理事長、静岡県知事表彰（産業振興功労）を受賞

令和4年2月8日（火）午後、静岡市内のホテルで開催された「令和3年度静岡県中小企業団体中央会 表彰式典」で、堀部莞爾副理事長（当組合）が、静岡県知事表彰（産業振興功労）を受賞しました。

この表彰は、県内産業の振興及び組合活動の活性化に貢献された方の功績を称え、より一層の活躍を喚起するものです。令和3年度受賞者は県全体で4名だけでした。長年、組合活動を共にしてきた西川理事長は受賞に祝意を表します。



「この度の県知事表彰の受賞は、ご本人の産業振興及び組合活動への貢献が県民から評価されたもので、心よりお祝い申し上げます。組合としても、組合役員の表彰は組合自体が評価されたことであり、これまでの変わらぬご協力に感謝申し上げます。

また、こうした評価は、現場で点検業務を行う『組合関係者全員の地道な活動』が支えるものであり、県・市町や関係団体・関係者の継続した応援を含め、関係の全ての皆様に重ねて御礼を申し上げます。」

【報告】 静岡県消防学校へ講師派遣（6年連続） — 令和4年3月9日（水） —

静岡県消防学校からの依頼を受け、消防職員専科教育「予防査察・危険物科」へ講師派遣するのは6年連続・6回目となりました。今回は、点検業務が最も忙しい3月の派遣となり、派遣する講師を出していただいた組合員企業のご協力に心より御礼を申し上げます。右表は講師一覧。

写真は避難設備を講義する(株)日本防火研究所の市川氏及び稲垣氏、(株)富士消防機商会の荒瀬氏など、リモート方式となった教育訓練の様子です。

・消火設備	鈴与技研(株) 平野文敏、本間聖之
・避難設備	(株)日本防火研究所 市川智也、稲垣憲幸
	(株)富士消防機商会 荒瀬敏弘
・警報設備	セルコ(株) 加藤幸雄、宮本剛
	セルコ産業(株) 小川博史
・制度総論	静岡県消防設備保守点検業協同組合 仁科満寿雄



消火設備(本間・平野)



避難設備(荒瀬・稲垣・市川)



警報設備(宮本・加藤・小川)

【お願い】 組合員の皆様へ「常用従業員・有資格者調べ・4月末現在」の提出！

令和4年4月末日現在の常用従業員数、消防設備士や防火設備検査員等の有資格者数を組合事務局に依頼文書の様式で提出願います。また、全員の資格者証と健康保険証のコピーも合わせて送付願います。

これらが「共同受注活動におけるお役所への提出書類」となります。

なお、「資格者証や健康保険証のコピー」は適切かつ鮮明なものを願います。右写真と表は、組合事務所と昨年度の集計結果（表）です。

→ 提出期限（令和4年4月18日・月）



組合員	62社
常用従業員	640人
うち消防設備士・消防設備点検資格者等	441人
電気工事士	191人
防火設備検査員	74人

「官公需適格組合を知らない」85.1% -全国中小企業団体中央会・平成17年1月-

今回号の2ページで紹介した「官公需適格組合」の周知事業。

どんなに「国認定の官公需適格組合」だと言っても、聞く側が「官公需適格組合制度」を知らなければ、「・・・」です。そこで、官公需適格組合の認知度を調査した事例がないかWeb検索してみました。「あった！」

全国中小企業団体中央会が、平成17年1月に公表した調査結果(161団体)では「官公需適格組合を知らない」85.1%とありました。しかし、よく見ると調査対象は新規開業の中小企業でした。県や市町の担当者は知っている？



桜は桜でも「芝桜」

>>組合員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話	会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大原町	055-941-6481	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
(株)タピア	湊 宏 治	静岡市葵区	054-248-6466	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	(株)タキボウ	瀧 雅 也	浜松市中区	053-523-7500
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	090-8186-6318	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
アイエムサービス	岩 本 良	浜松市東区	090-6396-4340	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)イト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野 末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラツウ	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996

>>賛助会員名簿

会 社 名	代 表 者	住 所	電 話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックワークス社 静岡電材(営)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

理 事 長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理 事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理 事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監 事	宇式三郎	株式会社アオイテレテック
監 事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
事務局長	仁科満寿雄	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	